

(表)

第				号			
身 分 証 明 書							
役職及び職名							
氏 名							
生 年 月 日							
船員法第百条の二十五第一項の職員であることを証明する。							
				年	月	日	発行
				年	月	日	限り有効
顔写真				国 土 交 通 大 臣 			

(裏)

船員法抜粋

(立入検査)

第百条の二十五 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録検査機関(外国登録検査機関を除く。)の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

五 第百条の二十五の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者